

○学生規程

昭和39年7月1日

制定

(学内秩序保持等)

第1条 学生は、健全なる自治活動に努めるものとする。

第2条 学生が、大学又は法人に対する希望、意見等を申し出る場合は、それぞれの機関を通じて行わなければならない。

(学生証)

第3条 学生は、入学と同時に大学から学生証の交付を受け、これを携帯し、本学教職員の請求があったときは、必ず提示しなければならない。

第4条 学生証は、卒業・退学・除籍の場合又はその有効期間を経過したときは、直ちに千里山キャンパスは教務事務グループ、高槻キャンパスは高槻キャンパス事務グループ、高槻ミュージックキャンパスは高槻ミュージックキャンパス事務グループ、堺キャンパスは堺キャンパス事務室（以下「所管窓口1」という。）に返納しなければならない。

第5条 学生証を紛失したときは、直ちに所管窓口1に届け出て、再交付を受けなければならない。

(保証人の住居変更)

第6条 学生は、入学後自己又は保証人の住居に変更が生じたときは、直ちに所管窓口1に届け出なければならない。

(団体及び集会)

第7条 学生は、団体を結成しようとするときは、所定の手続をし千里山キャンパスは学生生活支援グループ、高槻キャンパスは高槻キャンパス事務グループ、高槻ミュージックキャンパスは高槻ミュージックキャンパス事務グループ、堺キャンパスは堺キャンパス事務室（以下「所管窓口2」という。）に届け出なければならない。

2 団体の規約・会則その他の届出事項に変更が生じたとき、又は解散をしたときは、直ちに所管窓口2に届け出なければならない。

3 各団体の名簿は、毎年6月末までに提出しなければならない。

第8条 学生は、学内外において集会又は対外試合を催すときは、所定の様式に従ってその届を所管窓口2に出さなければならない。

2 届は、3日前とし、休講を要するものは1週間前に提出しなければならない。ただし、緊急の場合の届出は、この限りでない。

第9条 学生は、本学の学生、教職員又は一般人を対象として金銭の収受を伴う行為をするときは、所管窓口2に届け出て認可を受けなければならない。

第10条 学生は、本学の学生を対象として印刷物（ビラ等）の配布又は拡声器の使用等を

するときは、所管窓口 2 に届け出なければならない。

附 則

この規程は、昭和39年 7 月 1 日から施行する。

(省略)

附 則

この規程（改正）は、2019年10月 1 日から施行する。